

平成29年度法務省委託事業 人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作・実施  
 広報媒体等について（留意事項）

1. 各広報に共通する実施条件

- (1) 法務省人権擁護局の人権啓発広報（及び関連記事等）が掲載されるのにふさわしい媒体や番組を選定すること。
- (2) 最終的に報告書の作成を行うため、各広報の実施後の効果検証方法および調査手法について、あらかじめ考慮すること。

2. インターネット特設サイトの開設

- (1) 特設サイトの開設は、「3」の誘導用バナー、動画による広報活動及び「4」の新聞による広報活動に先行して実施する。
- (2) 国民全般に対して広く人権の重要性を訴えるとともに、法務省人権擁護局がスポーツ関連団体と連携した人権啓発活動を展開していることを周知広報する内容を加えるものとする。
- (3) 特設サイトの開設形態は、独自ドメイン取得によるものとし、パソコンのみならずスマートフォン、タブレット等の携帯端末での利用にも対応したデザインとする。
- (4) 特設サイトの開設期間は、平成29（2017）年7月から平成30年（2018）年2月頃までの間の任意の期間を提案すること。特に「第69回人権週間」（平成29（2017）年12月1日（月）から10日（日））に際しては、広報するための工夫を行うこと。  
 なお、特設サイトの開設期間については、その設定理由を企画書中に明記すること。
- (5) 特設サイトは、「別紙1」の仕様に基づき作成すること。

3. 誘導用バナー、動画による広報活動

- (1) 誘導用バナー、動画広報は、グーグル株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。
  - ① 「Google Display Network」によるバナー画像広報
  - ② 「YouTube TrueView」による動画広報
 ※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は、提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明示すること。
- (2) バナー及び動画広報については、法務省人権擁護局の人権啓発広報が掲載されるのにふさわしいサイトや動画を選定すること。
- (3) バナー画像クリック数、動画再生数は少なくとも下記を満たすものとする。また、クリック数、再生数は、より多いことが望ましい。
  - ① Google Display Network： 500～600万円相当 / 83,000～100,000クリック以上
  - ② YouTube TrueView： 500～600万円相当 / 500,000～600,000回以上の動画視聴完了
 ※ 上記金額は各媒体社に対して支払う掲出費用であり、クリエイティブ作成、運用管理等に要する経費や利益等は一切含まない。  
 ※ 上記掲出費に到達せず、最低掲載量を掲出した場合であっても、広報掲載を継続し、最大限効果を発揮するよう運用すること。  
 ※ 掲出においては担当者と協議のうえ、別途グーグル株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。
- (4) バナー画像広報で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。
- (5) 動画広報で配信する動画は、既存の人権啓発用の映像コンテンツを利用する。  
 これまでに作成した人権啓発用の映像コンテンツは、動画共有サイト YouTube「法務省チャンネル」(<https://www.youtube.com/MOJchannel>) から視聴可能。  
 ※ YouTube「人権チャンネル」内の再生リスト『© 人権啓発スポット映像』からも視聴可能

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL069EB65ED3CC3923>

① 麻尋えりか氏を起用した人権啓発映像コンテンツ

- ア. 「出身地等による差別」篇 (日本語字幕)
- イ. 「性同一性障害」篇 (日本語字幕)
- ウ. 「セクハラ・パワハラ」篇 (日本語字幕)
- エ. 「子どもの人権110番」篇 (日本語字幕)
- オ. 「ネットによる人権侵害」篇 (日本語字幕)
- カ. 「ハラスメント・DV」篇 (日本語字幕)
- ※ 「エ」～「カ」は、人権相談窓口周知広報用に制作したもの

<https://youtu.be/W693Q12gJHI>  
[https://youtu.be/9bXCNmW\\_k8](https://youtu.be/9bXCNmW_k8)  
[https://youtu.be/xtrZsP\\_InVc](https://youtu.be/xtrZsP_InVc)  
<https://youtu.be/kzkV0yORYeU>  
<https://youtu.be/nM9JLI4j4Ho>  
<https://youtu.be/8fh5-IZEEy8>

② 腹話術師いっこく堂氏を起用した人権啓発映像コンテンツ

- ア. 人権一般編『あなたの悩みは?』(15秒)
- イ. 人権週間編『人権週間って何?』(15秒)
- ウ. 女性編『みこさんの本音』(15秒)
- エ. 女性篇『あの子 何かっ?』(30秒)
- オ. 子ども編『子どもの人権 SOS ミニレター』(15秒)
- カ. 子ども篇『子どもの泣き声でイライラする』(30秒)
- キ. 子ども編『どうして無視するの?』(30秒)
- ク. 高齢者編『高齢者を大切にしよう』(15秒)
- ケ. 高齢者篇『こぼすなら飲み食いするな!』(30秒)
- コ. 障害のある人編『暮らしやすい社会に』(15秒)
- サ. 障害のある人篇『あいてるから 止めちゃえ!』(30秒)
- シ. 外国人篇『こころも国際化しませんか?』(15秒)
- ス. ハンセン病篇『正しい知識が差別をなくす』(15秒)
- セ. 性的指向篇『人を好きになること』(15秒)
- ソ. 震災編『サトルくん 東北の旅』(15秒)
- タ. インターネット編『心ない書き込み』(15秒)
- チ. インターネットによる人権侵害篇『マジウザいw』(30秒)

<https://youtu.be/nTt6qXqasY>  
<https://youtu.be/nHtb8riQ01w>  
<http://youtu.be/zn1APjprwqU>  
<https://youtu.be/4gqsCulZ2n0>  
<https://youtu.be/AtNY6xjbT8w>  
<https://youtu.be/p542v1nwRf4>  
<http://youtu.be/pCMM1COZgZY>  
<http://youtu.be/bnMBIQKwoJ8>  
<https://youtu.be/DxZJD2RugR8>  
<http://youtu.be/6bHea9YGDD8>  
<https://youtu.be/QN1kConc2Xw>  
<https://youtu.be/n-2UBAtiwrw>  
<https://youtu.be/VDM3LYstxdw>  
<https://youtu.be/IhU4Nm2kQJ4>  
<https://youtu.be/Gck0yXsMGok>  
<http://youtu.be/r2tmUFJrChY>  
<https://youtu.be/gIEtiWOZD98>

③ 落語編 (アニメーション)

- ア. 『みんな、仲良く!』(30秒)
- イ. 『親子、仲良く!』(30秒)
- ウ. 『ネットにご注意を!』(30秒)
- エ. 『女性差別はいかん!』(30秒)
- オ. 『障害者に理解を!』(30秒)
- カ. 『高齢者にはやさしく!』(30秒)

<https://youtu.be/j3PSZBzrkCA>  
<https://youtu.be/qbuBeDfxNsU>  
<https://youtu.be/HepvPEjXJp4>  
<https://youtu.be/2Qya4k-QoKI>  
<https://youtu.be/OuApI4IXz8Y>  
<https://youtu.be/8CYunqpYMXE>

④ その他の人権啓発コンテンツ

- ア. 「ヘイトスピーチ、許さない。」(45秒)

<https://youtu.be/FHGw5w299A8>

※ 上記各映像コンテンツは、動画広報だけではなく、特設サイトにおいても活用することが想定される。

また、特設サイト制作時には、上記映像コンテンツに加えて、これまでに制作した「人権啓発ビデオ(映画)」も活用することが想定される。なお、「人権啓発ビデオ(映画)」については、YouTube「人権チャンネル」の再生リスト『◎ 人権啓発ビデオ』から視聴可能。

・『◎ 人権啓発ビデオ』 <https://www.youtube.com/playlist?list=PL2AB9453FE06026D6>

#### 4. 新聞による広報活動

人権週間にあわせて、法務省人権擁護局関係者と著名人2名の3者による鼎談記事、及び人権週間そのものの広報を企画・制作し、新聞に掲載する。

- (1) 広報掲載日は、平成29(2017)年12月2日(土)または12月3日(日)のいずれかとする。
- (2) 掲載紙は合計発行部数600万部以上とし、朝刊に全5段以上のカラー広報を掲載する。発行部数は単

独紙でも、複数紙の合計でも差し支えないが、日本全国を対象に広報を展開できること。

- (3) 鼎談参加者のうち、法務省人権擁護局関係者については、法務省人権擁護局が決定する。
- (4) 鼎談参加者のうち、1名は、当センターおよび法務省人権擁護局が関連機関と調整のうえ決定する。
- (5) 著名人については、過去の鼎談にご協力いただいた方々と同様の知名度のある人物で、日常生活の中で起こり得る身近な人権に関するエピソードを基にした話ができる人物（女性）を起用する。人選の提案は5名まで受け付けるが、決定は当センター及び法務省人権擁護局が行う。

※ 参考：

過去の新聞鼎談にご協力いただいた著名人

- ・平成26（2014）年度 澤穂希（サッカー選手、INAC神戸レオネッサ所属）  
サヘル・ローズ（タレント、女優）
- ・平成27（2015）年度 成田真由美（東京オリンピック・パラ競技大会組織委員会理事、  
パラリンピック競泳金メダスト）  
ドリアン助川（作家、詩の道化師、映画「あん」原作者、長野パラリンピック・テーマソング作詞者）
- ・平成28（2016）年度 道下美里（リオパラリンピック 女子マラソン（T12）銀メダリスト）  
北澤豪（一般社団法人日本障がい者サッカー連盟会長、元サッカー日本代表）

※ 敬称略、肩書きは当時のもの。

## 5. 任意の広報媒体による広報活動

「1」～「4」の必須の広報媒体以外に、任意の媒体による広報活動を1案以上提案すること。なお、媒体ごとの注意事項については次の通り。

### (1) ラジオ放送（FM、AM等）の場合

- ① 実施局については、全国の法務局・地方法務局（50局）の管内地域を可能な限り網羅する放送ネットワークを活用すること。
- ② 放送時間は、1週間、毎日1回、各回20秒以上とするが、聴取率が高い時間帯等を考慮し、より効果的と考えられる放送プランがある場合は、前記にかかわらず自由に提案して差し支えない。また、インフォーマーシャル等の広報形態を活用することも差し支えない。
- ③ 放送期間は任意とするが、必須の広報媒体の「誘導用バナー、動画による広報」または「新聞広報」の実施と連動できることが望ましい。

### (2) 雑誌等の出版物への広報記事掲載の場合

- ① 全国の法務局・地方法務局（50局）の管区内地域で一般に販売される出版物を対象とすること。  
※ 参考：法務局・地方法務局所在地一覧 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>
- ② 広報掲載と連動して関連記事等を企画・掲載することも差し支えない。その場合、当該部分の制作費等も入札額に含めること。
- ③ 掲載時期は任意とするが、必須の広報媒体の「誘導用バナー、動画による広報」または「新聞広報」の実施と連動できることが望ましい。

### (3) その他の広報媒体の場合

- ① 仕様書中で、その他の広報媒体としては、街頭広告ビジョン、折り込み広報、トレイン広報、シネアド等を例として掲げているが、それ以外の広報媒体であっても、本事業の目的を達成するのに有効と考えられる媒体があれば、自由に提案して差し支えない。
- ② 広報時期は任意とするが、必須の広報媒体の「誘導用バナー、動画による広報」または「新聞広報」の実施と連動できることが望ましい。